

別紙第2

平素の段階の計画

要旨	<p>武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対応します。</p> <p>① 国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。</p> <p>② 対策本部が設置されるまでの間は、「鳥取県危機管理対応指針」で対応します。</p> <p>③ 国民保護措置に必要な各種計画の概要を作成します。</p> <p>④ 国民保護関係機関・団体の連携を強化します。</p> <p>⑤ 国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。</p>
----	---

関連する計画等

県	<p>運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、災害時要援護者の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画</p> <hr/> <p>鳥取県危機管理対応指針、避難施設管理運営指針</p> <hr/> <p>収容施設消防基準</p> <hr/> <p>避難施設管理運営マニュアル、県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアル</p>
---	--

避難タイプとの関係

<p>各避難タイプによる差はありません。 共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。</p>
--

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対応	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

イ この期間に予想される状況と留意点

対策本部の設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

(2) 別紙第1「情報計画」を参照

2 構想**(1) 活動方針**

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(2) 実施要領

ア 継続的な情報収集

(ア) 情報の収集を継続的に行い、収集した情報は、整理分析し、不測の事態に備えるとともに、主動的な対処が行えるように準備します。

(イ) 警報等については、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

イ 実施体制の確立

(ア) 関係機関との相互の連携協力体制

国民保護措置の的確な実施と関係機関が行う国民保護措置の総合的な推進のために、関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(イ) 国民保護措置を実施する設備面の整備と安全対策

(ウ) 職員及び住民の啓発

(エ) 国民保護訓練の実施

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他計画及びマニュアルを作成します。

b 計画の修正

訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他計画等を随時適切に修正します。

ウ 避難の準備

被害想定に基づき、運送必要量の見積もり、運送計画の策定、運送体制の整備を図ります。

エ 避難住民の救援の準備

知事は、救援を行うため、必要な資機材の充実、十分な整備及び点検などを準備します。

救援の委任について、事前に関係者と十分協議を行います。

市町村へは一括して委任し、日赤へは日赤の自主性を尊重しつつ、一部を委託します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備

危険物資等による災害の発生を防止するため、危険物資等の保管場所、種類、量等について経常的に把握します。

カ 住民の生活の安定

知事（生活環境部）は、武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応するため、生活関連物資等の価格や供給についての監視体制の準備及び関係事業者団体への要請の準備等、必要な準備を行います。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務の大綱
共 通	1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
統轄監	1 国民保護に関する広報 2 報道機関との連絡調整 3 庁舎の管理、運用、調査
防災局	1 国民保護対策本部等に関すること 2 国民保護措置の準備 3 国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 4 避難施設の指定 5 特殊標章等の交付、使用許可 6 避難物資等の備蓄、整備、点検 7 危険物資の保安対策 8 自主防災組織との連絡調整 9 国民保護等に係る訓練に関すること 10 国際人道法の普及に関すること
総務部	1 公有財産の管理、運用、調査 2 職員の服務、給与に関すること 3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 10 職員の補償に関すること
企画部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 私立学校に関すること
文化観光局	1 安否情報等の収集等の態勢整備 2 外国人安否情報の収集等の態勢整備 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4 外国人に対する広報、避難、救援

機 関 名	事務又は業務の大綱
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営体制整備 2 災害時要援護者（外国人除く）の安全確保及び支援 3 義援金品の収配等に関する事 4 医療、医薬品等に関する事 5 保健衛生に関する事 6 赤十字標章等の交付、使用許可 7 医療機関等の保全及び機能回復に関する事 8 ボランティア等の支援に関わる総合調整 9 他部局に属しない生活支援及び保護に関する事
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査、復旧 2 有害物質使用事業所に関する事 3 へい獣処理に関する事 4 廃棄物等の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給に関する事 6 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬等 7 入浴施設の確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等に関する事 9 応急給水に関する事 10 応急仮設住宅の供給 11 公営住宅の調査、復旧 12 被災者住宅の再建支援 13 県営住宅の通常の保全 14 住宅融資などの相談窓口の開設 15 建築制限、緩和
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 トラックその他物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関する事 3 トラックその他物資運送手段の運送能力の把握 4 産業体育館との連絡調整
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業団体との連絡調整 2 食品供給業者（県内）の把握 3 鳥取農政事務所との連絡調整 4 家畜伝染病予防及び防疫 5 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の把握 6 林道状況の把握、対策 7 漁船による運送に関する事 8 漂流物等に関する情報収集

機 関 名	事務又は業務の大綱
県土整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路状況の把握、対策 2 特殊車両の通行に関する事 3 道路の除雪 4 市街地状況の把握、対策 5 河川、海岸、ダム状況の把握、対策 6 砂防、急傾斜地、治山施設等の把握、対策 7 空港、港湾、漁港施設の把握、対策 8 公園緑地施設の把握、対策 9 土木資材等の需給対策 10 土地の使用に関する事 11 建設業協会等との連絡調整 12 住宅供給公社との連絡調整
会計管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入契約
企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 中国電力との連絡体制の整備 2 発電施設、工業用水施設の把握 3 県営発電施設・県営工業用水施設の運営・保全マニュアルの整備
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立病院の避難計画、訓練に関する事 2 県立病院の救護班の編成
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設等の保全 2 避難施設の確保 3 公立学校等への警報の伝達体制整備 4 国際人道法の普及、教育に関する事 5 文化財の保護に関する事
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等における県各部署の応援
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備体制の整備 2 情報の収集・連絡体制の整備 3 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備 4 交通規制に係る体制及び施設の整備 5 生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備 6 装備資機材の整備 7 関係機関との協力体制の構築 8 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保 9 特殊標章の交付及び使用に係る体制の整備 10 警察通信システムの整備 11 教養訓練の実施

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務の大綱
市町村	1 国民保護計画、体制等の整備 2 国民保護措置に係る県との連絡調整 3 警報等の住民への伝達体制の整備 4 住民の避難誘導に関する体制の整備 5 避難、避難受け入れ体制の整備 6 備蓄の実施 7 訓練の実施 8 住民への普及啓発 9 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務の大綱
共 通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 国民保護措置に関する訓練の実施
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
共 通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 情報の収集、整理

「平常監視態勢」をとり、総務省消防庁等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。情報収集は、24時間体制の「鳥取県情報集約センター」と、東京事務所を通じて行います。

(7) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照

イ 警報等の迅速確実な伝達の準備

(7) 県（防災局）は、市町村、関係機関・団体等に対し、迅速確実に警報等が通知できるような体制、機器等を整備します。

(4) 市町村は、住民に対し、迅速確実に警報等が伝達できるような体制、機器等を整備します。

ウ 安否情報収集のための準備

県（文化観光局）は、県内の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を整備するとともに、あらかじめ収集に協力を求める可能性のある関係機関を把握し、安否情報の報告先、様式等の周知を図ります。

エ 通信

県は、平素から非常通信の実施に備えて非常通信協議会との連携を図ります。

(2) 実施体制

ア 県の国民保護体制の準備

県は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から体制を整備します。

(7) 知事は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。

(4) 知事は、非常参集態勢を構築し、職員に周知します。

(9) 各部局は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

(5) 県は、NBCテロ等の対処や被害の想定について知見を有する専門家から助言を受けることができるようアドバイザーの確保に努めます。

イ 国民保護対策本部等の設置準備

(7) 国民保護対策本部の設置準備

県は、必要に応じ速やかに国民保護対策本部及び現地対策本部が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。

(4) 国民保護対策本部の設置が指定されていない場合の対応

対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部により対応します。

a 緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部会議の設置

武力攻撃やテロ攻撃の可能性の高い情報を入手した場合等には、県（防災局）は、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、状況に応じて次のとおり対応します。

1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。	情報連絡室の設置
2 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき。	
1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、防災監が必要と認めたとき。	緊急対応チームの招集
2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	

1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の安全保障会議が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	危機管理委員会の開催
1 県内で警報が発令されたとき。 2 国から県本部設置の指定を受けたとき。 3 県本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	危機管理対策本部の設置

b 初動方針の決定

緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部は、速やかに第1回会議を開催します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃（予測）事態の内容 各部局の状況 国、市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
初動活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の強化 国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認

(ウ) 国民保護対策本部が設置された場合の体制変更

県対策本部を設置した場合は、速やかに緊急対策チーム、危機管理委員会から県対策本部の体制に移行します。

(エ) 国民保護対策本部設置の指定要請

知事（防災局）は、県対策本部の設置を必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき都道府県としての指定を要請します。

市町村から要請があった場合は、内閣総理大臣に対して国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を要請します。

ウ 政府現地対策本部等の設置準備

県及び市町村は、政府現地対策本部及び合同対策協議会が設置された場合に備え、平素から設置場所や要員の配置、通信機器等の整備等の検討を行い、受入体制を整備します。

エ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

市町村は、当直等の強化、連絡体制の整備、職員の配置基準の整備等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制の整備を行うよう努めるものとします。

指定地方公共機関は、参集基準等の整備を行う等、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制の整備を行うよう努めるものとします。

県は、平素からそれぞれ国民保護の体制を整備するとともに、定期的な連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、県内の国民保護関係機関相互の情報共有、連絡体制の整備を図ります。

(ア) 連絡窓口の設定

(イ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集

(ウ) 広域救援体制の整備

(エ) 運送体制、運送能力の把握

(オ) 救援実施体制

(カ) 国民保護訓練

(キ) 職員のあっせん

(ク) 隣接県等に及ぶ広域交通規制及び広域的交通管理体制の整備

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

県は、市町村及び関係機関と連携し、避難に要する物資、資機材等を整備、備蓄、把握するとともに、各種補給品の調達方法及び運用方法について、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、必要な協定等を整備します。

イ 補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及びこれらを結ぶ補給幹線の計画と整備を行います。

ウ 各補給品の把握

食品	県内外の食品供給可能数量を把握します。
燃料	火災・爆発の危険性があるため、現存の保管場所と量を把握します。
復旧資材等	応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握します。土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握します。建設業協会等との連絡網等を確認します。避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置します。
日用品、嗜好品	県内外の供給可能数量を把握します。
衛生資機材	流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握します。
給水	給水施設位置の把握と汚染された水源の検知体制を確立します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

知事（企画部、商工労働部）は、指定（地方）公共機関である運送事業者等と連絡調整を行い、必要に応じ的確かつ迅速に避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施できるよう、平素から運送体制を整備します。

（別冊Ⅰ 資料編P ；資料30「武力攻撃事態等が発生した場合に陸上物資運送をする指定公共機関等」）

（別冊Ⅰ 資料編P ；資料31「武力攻撃事態等が発生した場合に陸上物資運送をする指定地方公共機関の運送能力」）

イ 運送支援施設

(ア) 運送網

知事（企画部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）を行います。

(イ) その他

知事（防災局）は、運送に要する給油・整備・通信施設等を把握し、避難時における中継・休憩場所等についても事前に調査、確保します。

ウ 運送業務

(ア) 運送計画等の作成準備

a 運送計画の概要作成

知事（防災局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、次の計画について概要を作成します。

① 運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

② 道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

- ・道路状況の把握
- ・特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討
- ・鉄道、空港、港湾の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道、空港、港湾、漁港を使用した経路の検討
- ・冬季の道路の積雪情報を把握と、除雪体制の検討、整備

③ 運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送実施の概要を作成します。

b 交通規制計画の概要作成

警察は、道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

c 避難実施要領のパターンの作成に係る支援

知事（防災局）及び警察は、市町村が避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するに当たって、必要な助言を行います。この際、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

(i) 運送手段に係る連絡調整

知事（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議します。

(ii) 災害時要援護者の避難

a 災害時要援護者の避難に係る連絡調整

知事（福祉保健部、文化観光局）は、平素から市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、災害時要援護者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、必要な体制、資機材などを整備します。

b 災害時要援護者の避難に関する計画の概要作成

知事（福祉保健部、文化観光局）は、関係機関・団体の協力を得て、平素から災害時要援護者の避難に関する計画の概要を作成します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

(ア) 知事（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などが提供できるよう、医療等の提供体制を整備します。

(イ) 知事（農林水産部）は、農業テロの監視及び被災後の速やかな家畜伝染病の蔓延防止に備え、家畜防疫体制を整備します。

イ 衛生支援施設

知事（福祉保健部）は、病院局との連携により臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設開設のための準備を行います。

ウ 治療業務

知事（福祉保健部）は、速やかな医療の提供を確保するため、近隣県を含めた医療機関（許可病床数等）の把握、日赤県支部との連携、治療のために必要な資機材の整備、救護班編成計画の概要作成と赤十字特殊標章の交付を準備します。

エ 搬送業務

(ア) 要搬送人数の把握

知事（福祉保健部）は、入院患者数及び入院患者のうち有事に搬送が必要な人数を把握します。

(イ) 搬送能力の把握

知事（福祉保健部）は、有事に搬送が必要な者の搬送能力（搬送手段及び搬送可能人数）を把握します。

オ 防疫業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。

- (ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療
- (イ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による生物兵器に対する兆候の発見
- (ウ) 避難所等における防疫体制の整備
- (エ) 防疫（特に個人衛生）の必要性の普及

カ 健康管理業務

知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。

- (ア) 避難・救援の際の健康管理体制の整備
- (イ) 健康診断、予防接種その他の衛生業務の実施体制について整備

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

県（防災局）は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに救援施設に必要な候補施設等を選定します。

候補施設等の選定にあたっては、位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握しておきます。

イ 避難施設の指定、管理

(ア) 避難施設の指定

知事（防災局）は、文書等により管理者の同意を確認した上で避難施設を指定し、避難施設の改廃等の状況管理を実施します。

指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、変更に関する届出を行うものとします。

(イ) 避難施設の周知

県（防災局）は、避難施設を指定、変更した時は、市町村と協力して住民に周知します。

(ウ) 避難施設の整備

県（防災局）は、市町村と協力して以下のとおり避難施設を整備し、指定した避難施設については状況を確認します。

県は、県有施設の新設、改廃に当たっては、避難所としての利用についても配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	避難所の衛生、被災者のプライバシーの確保

(エ) 資機材の整備

県（防災局）は、市町村と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、または必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備考
消防用設備	収容施設消防基準
通信設備	指定（地方）公共機関
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料
炊き出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	

設備、資機材	備 考
仮設の小屋またはテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品

(オ) 避難施設管理者との事前協議

県（福祉保健部）は、避難施設管理運営指針及びマニュアルに基づき、市町村と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア 職員の派遣、あっせん、配置変更

知事（総務部）は、必要に応じた確かつ迅速に職員の派遣、あっせん、配置変更等が実施できるよう、平素から市町村、指定（地方）行政機関、特定指定公共機関との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的応援体制を整備します。

(イ) 部局別・職種別人員数等の把握

(ロ) 支援の必要な分野の洗い出し

(ハ) 要請体制、要請内容等の検討

(ニ) 必要な協定の締結等

イ 被災者の捜索、救出

警察は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材等を整備します。また、中国管区警察局等と連携し、広域緊急援助隊の充実、強化を図ります。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

知事（生活環境部）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から市町村ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

イ 生活関連等施設の安全確保

(イ) 生活関連等施設の把握

県（各部局）は、県内の生活関連等施設について把握します。

(ロ) 生活関連等施設に係る情報等の提供等

知事（防災局）は、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に対し、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を提供するとともに、関係する機関相互の連絡体制の整備に努めます。

(ハ) 管理者への通知等

a 管理者に対する安全確保の留意点の通知

- ・ 県（各部局）は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知します。
- ・ 知事（防災局）、警察は、海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知します。
- ・ 知事（防災局）は、関係機関と生活関連等施設の管理者との連絡網を整備します。

b 管理者に対する要請

県（各部局）は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請します。

c 管理者に対する助言

警察等は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行います。

(エ) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県（各部局）は、国の安全確保の留意点に基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について検討し、定めます。

(オ) 市町村が管理する生活関連等施設の安全確保

市町村は、その区域内の生活関連等施設について、県等の関係機関と連携を図るとともに、国の安全確保の留意点に基づき、安全確保措置の実施方法について検討し、定めるものとします。

ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

県（防災局）は、資機材の整備、関係機関・団体との連携強化など、武力攻撃原子力災害への対処準備を整備します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

知事（生活環境部）は、関係機関と連携し、県民生活と関連性が高い物質や役務については、価格や供給について監視を行い、物資の不足や物価の高騰に注意します。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報活動

(ア) 広報活動の実施

県は、県民に国民保護制度を啓発し、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢を整備します。このため、県は関係機関と協力し一元的な広報を実施します。

警察は、効果的な広報の実施及び広報の徹底を図ることができるよう、必要により県、市町村、自治会等の関係機関に広報を要請するなど、協力体制を確保します。

(イ) 広報活動の内容

- a 国民保護フォーラム等行事への住民の参加
- b 住民説明会、職員説明会の開催
- c インターネット（ホームページ）による広報
- d 住民の声に対する説明
- e 広報紙（市町村報等）の発行
- f 国のパンフレット等の配布

イ 広報資料の作成、配布、掲示

県は、市町村と協力し、次の事項について住民への広報資料を作成、配布、掲示します。

県は救援について広報し住民の理解を得るとともに、避難指示をした際に住民が安心して避難できるようにします。

避難施設、集合施設の所在等	①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの 等

警察は、避難住民や被災者等に提供が必要な情報、広報すべき事項、効果的な広報手段等について研究・整理し、広報に係る体制の整備を図ります。

ウ 報道機関との連携

県（統轄監）は、報道機関の特性・能力等を把握するとともに、報道機関との信頼関係を保持します。

警察は、交通の規制、犯罪の予防等につき、報道機関を通じて住民等に効果的な情報提供及び広報が行えるよう、必要な体制を整備します。

(11) その他

ア 県民の協力が行われるための支援

(ア) 自主防災組織の強化

市町村が行う、情報の提供、活動場所の提供、活動のコーディネートなどを支援します。

(イ) ボランティアの育成

平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。

5 その他

(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加

計画的に訓練を行い、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を促進します。

(2) 職員の研修

必要な知識、技能及び状況判断能力等を有する職員の育成、配置に努めるとともに、一般職員についても防災危機管理に必要な知識の教育に努めます。

(3) 啓発

県民に積極的に情報提供を行い、国民保護措置の重要性について、啓発を行います。

(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備（教育委員会）

県（教育委員会）は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の要請等のための教育を行います。

また、県（教育委員会）は、学校の立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等の際の避難計画、応急教育計画を策定します。

（別冊Ⅰ 資料編P : 資料33「公立教育施設一覧表」）

（別冊Ⅰ 資料編P : 資料34「私立教育施設一覧表」）

(5) 文化財の保護

教育委員会は、指定文化財の所有者との連絡体制を把握します。

また、指定文化財の所有者に事前の対処措置を要請するとともに、所有者の支援体制を整備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

（別冊Ⅰ 資料編P : 資料35「文化財所在一覧表」）

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の設置に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア 避難経路の整備

避難経路となる運送網については、計画的かつ着実に整備します。

(ア) 一般道

危険予想箇所の減少を目的とした改良を行います。

(イ) 新規路線

県は、避難住民の運送及び緊急物資の運送を迅速かつ的確に行うため、運送路の高速化及び多重化を推進します。

イ 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。